

< こんな時どうする 代表者勘定 >

「代表者勘定」とは、なんとも悩ましい勘定科目です。もちろん、官能的な科目ということではありません。判断に苦しむ科目だということです。

「代表者勘定」とは、字のごとく、会社とその会社の代表者との間の債権債務の発生消滅を記録する科目です。ですから、貸借対照表の借方にも貸方にも発生します。借方に残高がある場合には、会社が代表者に債権を有することを、また、貸方に残高がある場合には、会社が代表者に支払うべき債務があることを示しています。

この「代表者勘定」は、会計学の財務諸表の科目としてはお目にかかることはないでしょう。なのに、よく見かけるのは税務の世界で重宝に使われているからではないかと思われる。会社と代表者とのやりとりは、税務調査においては厳しくチェックされる項目のひとつです。ですから、調査を受ける側としては間違いがないかどうかをよく確認しておかなくてはなりません。そこで、確認しやすいようにひとつの科目にしておくのです。他の取引と混在するとチェックが大変だからです。

ところが、代表者との取引がひとつの科目に入っているのいろいろな種類の取引がひとつになってしまっています。代表者からの借入金も代表者勘定、代表者の給料(役員報酬)の未払金も代表者勘定、代表者からの預り金も代表者勘定といった具合です。

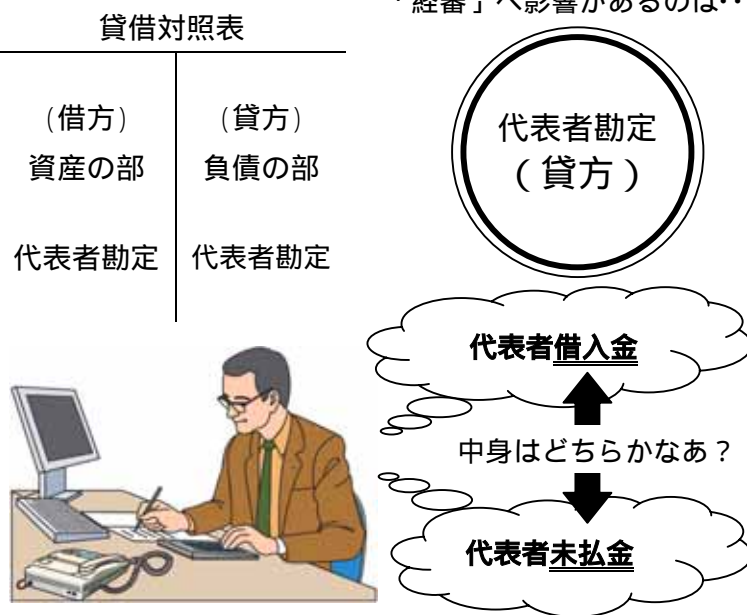
これが「経審」を受けるのに都合が悪いのです。代表者勘定(借方)の場合には、それが貸付金になろうが、立替金、未収入金になろうが、履行期が決算期後1年以内に到来するものは流動資産とされて影響はないのですが、代表者勘定(貸方)の場合には大きな影響が出ます。すなわち、代表者勘定が借入金となれば、有利子負債に該当するので、有利子負債月商倍率(X8)が悪くなります。ところが、代表者勘定が未払金となると有利子負債にはならないので、有利子負債月商倍率(X8)に影響が出ません。国交省では、有利子負債月商倍率(X8)のY評点への寄与度は17.0%としているので影響は大きいのです。

もちろん、代表者勘定は、通常は短期借入金と考えるのが妥当でしょう。会社サイド(あるいは会計事務所サイド)でも借入金とみなして法人税申告書に添付する勘定科目内訳明細書(借入金及び支払利子の内訳書)に計上している例も多いと思われます。

それだけに、代表者勘定に未払金が含まれているとすればしっかりと分けて財務諸表を作成してほしいものです。あまり悩みを増やさないためにも。

WISENET編集部 松村 清(税理士)

「経審」へ影響があるのは…



お知らせ

今年1年間のご愛読
 ありがとうございます

年末年始休業について

年末年始における弊社の営業予定は下記の通りとなります。ご了承下さいませよう、宜しくお願いいたします。

12月28日(水)まで 通常営業いたします。
 12月29日(木)~1月4日(水) お休みとさせていただきます。
 1月5日(木)から 通常営業いたします。

弊社100%出資子会社 **ワイズ公共データシステム株式会社** <経営状況分析申請> 受付中!!
 詳しい資料請求はこちらまで **お電話<026-232-1145>** e-mail <info@wise-pds.jp>

ワイズ公共データシステムより新サービススタート!

経審トレンド5

全国18万社の建設会社5期分の経審データを比較
 ライバル社との売上・経営状況を比較分析

Wisdom 資料請求(無償) Wisdom デモCD 希望(無償)
 送信先宛名変更(右欄に変更後の宛名をご記入ください)
 今後「Wise FAXNET」送信不要
 今後「Wise FAXNET」メール送信に変更希望
 返信はこちらまで 0269-65-4745 (FAX)

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名とご担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名	
ご担当者様	ご役職・部署名
TEL	FAX
今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入下さい。	
e-mail	